

ポイント計算（高度経営・管理分野）

※ 年収300万円以上でない場合は、たとえ70点以上を取得しても、高度専門職ビザは許可されません。

学歴	博士号（専門職に係る学位を除く。）取得者 ※経営管理に関する専門職学位（MBA, MOT）を有している 場合には、別途5点の加点	30～35点
	修士号（専門職に係る博士を含む。）取得者	20点
	大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けた者（博士号又は 修士号取得者を除く。）	10点
	複数の分野において、博士号、修士号又は専門職学位を有してい る者	5点
職歴 (従事する職務内容 のみ)	10年～	25点
	7年～	20点
	5年～	15点
	3年～	10点
年収 (賞与を含む)	3000万円～	50点
	2500万円～	40点
	2000万円～	30点
	1500万円～	20点
	1000万円～	10点
ボーナス加算②	代表取締役、代表執行役	10点
	取締役、執行役	5点
ボーナス加算④	イノベーションを促進するための支援措置（法務大臣が告示で定 めるもの）を受けている機関における就労 ※就労する機関が中小企業である場合には、別途10点の加点	10点
ボーナス加算⑤	試験研究費等比率が3%超の中小企業における就労	5点
ボーナス加算⑥	職務に関連する外国の資格等	5点
ボーナス加算⑦	日本の高等教育機関において学位を取得	10点
ボーナス加算⑧	日本語能力試験N1取得者又は外国の大学において日本語を専攻 して卒業した者 ※同等以上の試験等でも同様	15点

ボーナス加算⑨	日本語能力試験N 2 取得者（ボーナス⑦又は⑧のポイントを獲得した者を除く。） ※同等以上の試験等も同様	10点
ボーナス加算⑩	成長分野における先端的事業に従事する者（法務大臣が認める事業に限る。）	10点
ボーナス加算⑪	法務大臣が告示で定める大学を卒業した者	10点
ボーナス加算⑫	法務大臣が告示で定める研修を修了した者 ※日本の高等教育機関における研修については、ボーナス⑦のポイントを獲得した者を除く。	5点
ボーナス加算⑬	経営する事業に1億円以上の投資を行っている者	5点